

第1章 基本的事項

1.1 策定経緯

本市では、旧糸魚川市で平成 15（2003）年 3 月に「糸魚川市地域新エネルギービジョン」を策定し、旧能生町では平成 16（2004）年 2 月に「能生町新エネルギービジョン」を策定しました。これらの計画を踏まえ今日まで新エネルギーの取組を推進してきた結果、市内には公共・民間を合わせて出力 50,000kW 以上もの新エネルギー由来の発電設備が導入され、豊富な森林資源を利用した熱利用も導入が進んできました。

しかしながら、この間に新エネルギーを取り巻く我が国及び本市の社会情勢は大きく変化しています。

我が国全体においては、平成 23（2011）年 3 月 11 日に東日本大震災が発生したことを受け、それまでの原子力発電に依存したエネルギー需給体制の見直しが進められています。また、防災機能の強化を目的として自立分散型エネルギーの導入機運が高まりつつあります。平成 24（2012）年 7 月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始され、平成 25（2013）年 11 月には将来的な電力小売業の自由化と発電・送電部門を分離する電気事業法の改正案が成立し、新エネルギーの導入推進に向けた法制度も、拡充されつつあります。

本市においては、平成 21（2009）年 8 月に我が国初の「世界ジオパーク」に認定されたほか、平成 27（2015）年 3 月には北陸新幹線の開業も控えており、交流人口の拡大と地域活性化を図っているところです。このため、新エネルギーの分野においても、豊富な地域資源のさらなる活用や、市内外から訪れる人々に対しての PR としての導入促進が期待されます。

以上の経緯から、本市においては今後も新エネルギー施策のさらなる継続・発展が望まれており、その具体的な方向性を示す必要があります。

1.2 目的

糸魚川市新エネルギービジョン（以下、「本ビジョン」という）は、近年の社会情勢の変化を踏まえた今後の新エネルギー導入方針を示し、取り組むことを目的として策定するものです。

同時に、市民、事業者及び行政などの各主体が新エネルギーを導入する際の指針としての役割も担っています。

1.3 位置づけ

本ビジョンは、上位計画である「糸魚川市総合計画」のもとで具体的な取組を実行するものです。本ビジョンの内容検討及び推進にあたっては、「糸魚川市環境基本計画」をはじめとする市の関連計画のほか、県や国の環境エネルギー政策の動向との整合・連携を図ります。

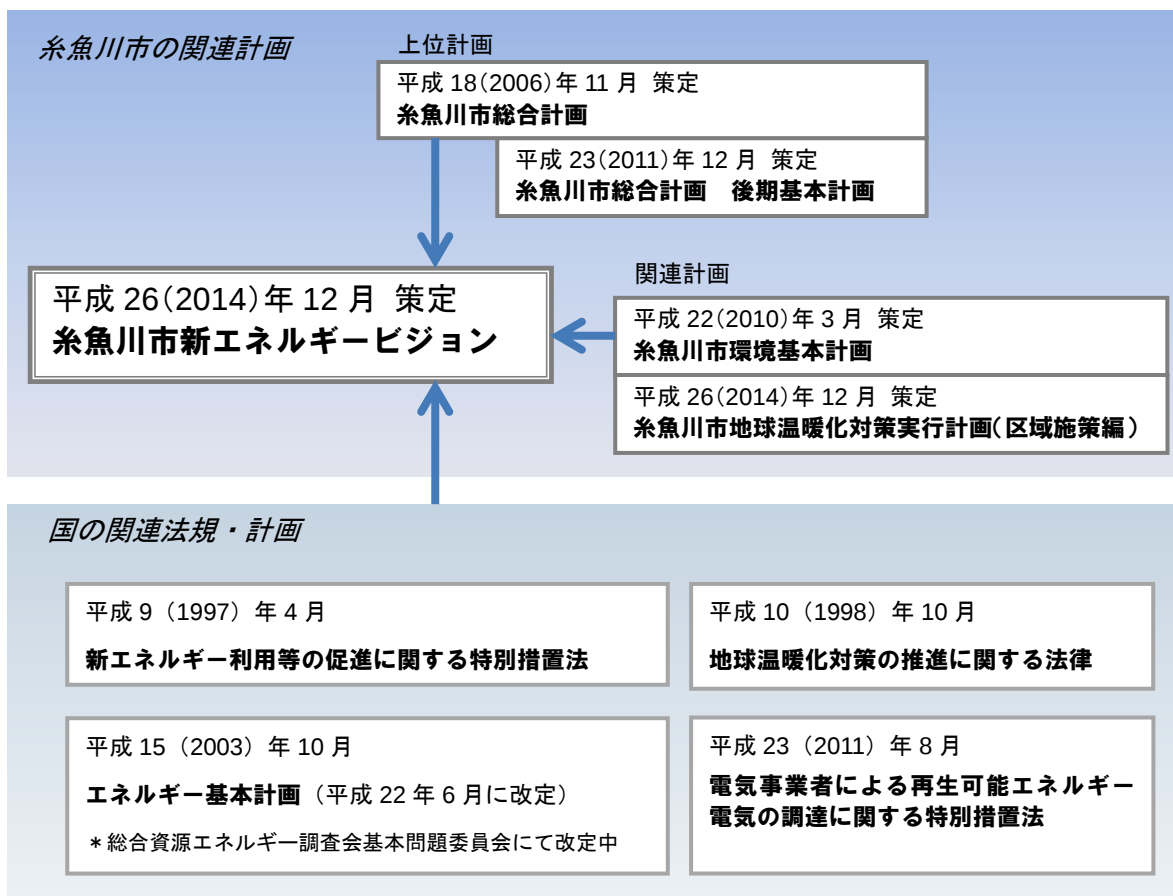


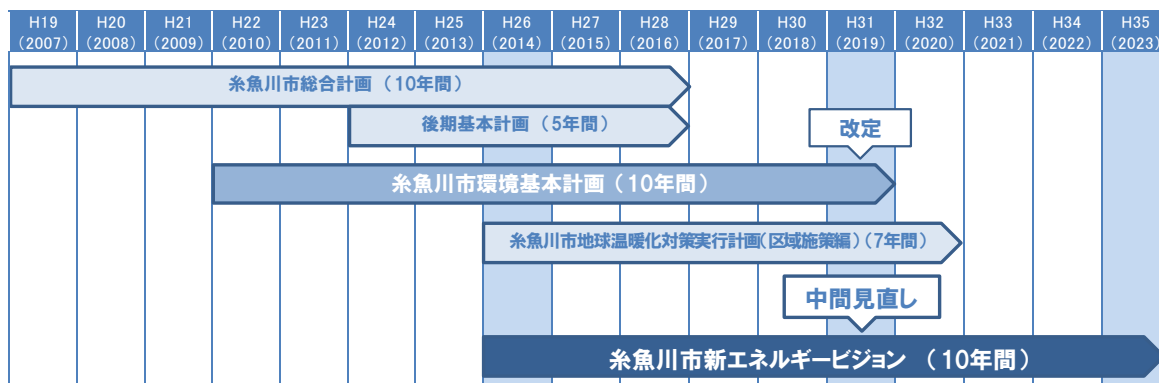
図 1-1 本ビジョンの位置づけ

1.4 実施期間

本ビジョンの実施期間は、他の関連計画の実施期間を踏まえ、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間とします。

なお、新エネルギーを取り巻く近年の社会情勢の変化が著しいことや、他の関連計画との整合・連携を図るため、糸魚川市環境基本計画の改定が行われる平成 31（2019）年度に、本ビジョンの中間見直しを行うこととします。

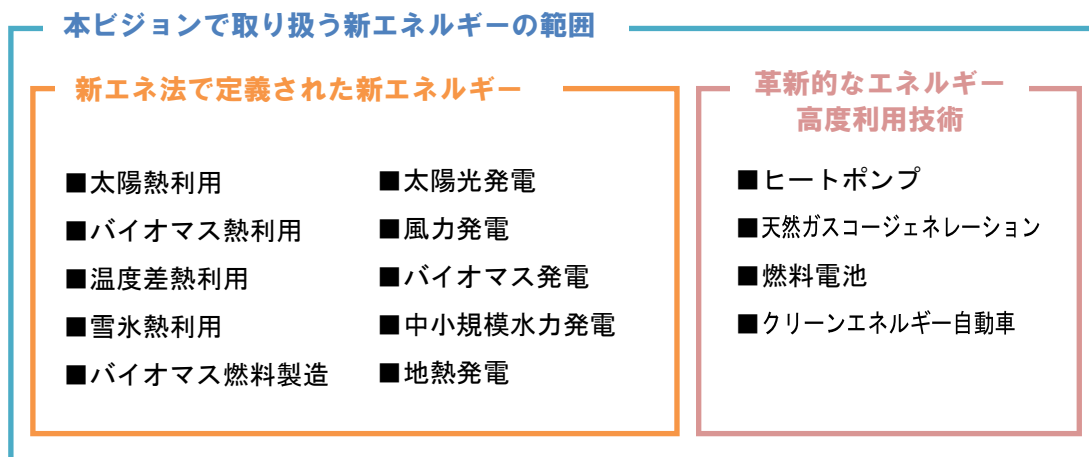
表 1-1 本ビジョン及び関連計画の実施期間



1.5 实施对象

本ビジョンの地理的な対象地域は、本市全域とします。

また、本ビジョンで取り扱う「新エネルギー」の対象は、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」（以下、「新エネ法」という）で定義された 10 種類のエネルギーに加え、「革新的なエネルギー高度利用技術」4 種類を含むものとします。



注) 各新エネルギーの詳細は、次章を参照してください。

図 1-2 本ビジョンで取り扱う新エネルギー